

○長崎県観光振興条例

平成18年10月13日

長崎県条例第56号

長崎県観光振興条例をここに公布する。

長崎県観光振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 観光の振興に関する施策（第9条―第16条）

第3章 長崎県観光審議会等（第17条―第22条）

附則

日本本土の最も西に位置する本県は、大陸との交流の歴史も古く、西洋にも開かれた窓口として、日本の文化の形成や近代化に大きな役割を果たすとともに、特色ある地域文化を育んできた。また、美しい海岸線などの自然や温泉、新鮮な農水産物等豊かな観光資源に恵まれ、全国有数の観光地として多くの人々を迎えとともに、原子爆弾が投下された地として、世界平和の重要性を国内外の人々に伝えてきた。

一方、人々の価値観が多様化するなか、観光は、これまでの名所及び旧跡を周遊するだけではなく、歴史、文化、自然、食等を体験し又は学習し、地域住民と触れあう「心に響く観光」が求められる等変化してきている。

このような観光動向の変化を新たな観光資源を活用するよい機会と捉え、地域住民が自らの地域の素晴らしさを再発見し愛着と誇りを深めながら、まちの魅力づくりを進めることにより、交流が促進され地域経済を活性化することができる。

このため本県においては、観光の振興を促進し、先人が築きあげた国内外の人々との交流の歴史をさらに発展させ、観光資源の保全と県民生活との調和に配慮しつつ、訪れるすべての人々が安心して快適な観光を楽しめる「観光立県長崎」を築くことを目指している。

ここに、県民が観光への理解を深め、観光関係事業者が連携し、地域が一体となって創意工夫を尽くし、本県の魅力を高めることが必要であるとの認識の下、県民一人ひとりが「観光立県長崎」の担い手として、総力を結集して観光の振興を促進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、観光の振興に関し、基本理念を定め、県、市町及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、県が行う観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域社会の活性化及び本県経済の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光関係事業者 主として観光客を対象として事業を行う観光事業者その他観光に関連する事業を行う者をいう。
- (2) 観光振興団体 観光の振興を目的として、観光関係事業者、行政機関等で構成される団体をいう。
- (3) 県民等 県民、観光関係事業者及び観光振興団体をいう。

(基本理念)

第3条 観光の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり、行われるものとする。

- (1) 県民等、市町及び県が「観光立県長崎」の担い手として協働して、まちの魅力づくりに取り組み、及び交流を促進するよう行われるものであること。
- (2) 観光資源の保全と県民の生活との調和に配慮しつつ、歴史、文化、自然、景観、食その他の観光資源を創意工夫を尽くして積極的に活用するよう行われるものであること。
- (3) 交流の歴史や地理的な優位性を活かし、海外との交流を促進するよう行われるものであること。
- (4) 本県を訪れるすべての人々が、安心して快適に観光を楽しめるよう行われるものであること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興の基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これに基づき総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

2 県は、市町及び県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう総合調整及び必要な支援を行うものとする。

(市町の役割)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する施策を講ずるよう努めるとともに、県が実施する観光の振興に関する施策と連携を図るよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、観光への理解を深め、観光の振興に関する取組に参画するよう努めるとともに、観光客を温かく迎えるよう努めるものとする。

(観光関係事業者の役割)

第7条 観光関係事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、観光客に対するサービスの向上に努めるとともに、相互に連携して観光の振興に関する取組を進めるよう努め、県及び市町が実施する観光の振興に関する施策と連携を図るよう努めるものとする。

(観光振興団体の役割)

第8条 観光振興団体は、基本理念にのっとり、観光情報の発信、観光客の誘致、おもてなしの向上、観光関係事業者間の連携の推進その他の観光の振興に関する取組を進めるよう努めるとともに、県及び市町が実施する観光の振興に関する施策と連携を図るよう努めるものとする。

第2章 観光の振興に関する施策

(施策の基本方針)

第9条 第4条に規定する基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県民等、市町及び県が協働して行う観光の振興に関する取組を促進すること。
- (2) 地域の歴史、文化、自然、景観、食等を活用したまちの魅力づくりを促進すること。
- (3) 観光の振興を担う人材の育成を促進すること。
- (4) 情報通信技術の活用等により本県の観光の魅力等の情報発信を促進すること。
- (5) 国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること。
- (6) 高齢者、障害者、外国人等すべての人々が安心して快適に観光を楽しめる環境づくりを促進すること。
- (7) 観光関係施設の充実、観光客へのサービスの向上その他の観光の基盤の整備を促進すること。
- (8) 観光に関する情報の収集及び統計の充実並びに観光動向の調査及びその分析を促進すること。
- (9) 県内外において広域的に連携した観光の振興に関する取組を促進すること。

(観光振興基本計画)

第10条 知事は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本計画（以下「観光振興基本計画」という。）を定めなければならない。

2 観光振興基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 観光の振興に関する目標
- (2) 観光の振興を推進するための施策に関する基本的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、観光の振興に関する必要な事項

3 知事は、観光振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民等の意見を聴き、第17条に規定する審議会に諮問するとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、観光振興基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、観光振興基本計画の変更について準用する。

(観光振興施策の実施状況報告)

第11条 知事は、毎年度、前条第2項に掲げる事項の実施状況を議会及び第17条に規定する審議会に報告するものとする。

(広報等)

第12条 知事は、県民の観光に関する理解を深め、地域における観光の振興に関する取組への参画を促進するため、広報、啓発及び学習機会の確保に努めるものとする。

(市町の観光地づくり実施計画)

第13条 市町の長は、観光振興基本計画に沿って、一定の区域又は観光振興の分野を定め、次に掲げる事項について観光の振興に関する実施計画（以下「観光地づくり実施計画」という。）を策定することができる。

- (1) 観光の振興に関する目標
- (2) 県民の観光の振興に関する取組への参画を推進する施策に関する事項
- (3) 観光関係事業者が相互に連携して行う観光の振興に関する取組を推進する施策に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光の振興に関する必要な事項

2 市町の長は、観光地づくり実施計画を策定し、又は変更する場合においては、県民等の参加を促進し、その提案を得るよう努めるものとする。

(観光地づくり重点支援地区及び観光地づくり重点支援分野)

第14条 知事は、観光地づくり実施計画に定められた区域又は分野のうち、観光の振興を重点的に推進するために必要と認められる区域又は分野を、市町の長の申出により観光地づくり重点支援地区（以下「重点地区」という。）又は観光地づくり重点支援分野（以下「重点分野」という。）として認定することができる。

2 知事は、重点地区又は重点分野を認定しようとするときは、あらかじめ第17条に規定する審議

会に諮問しなければならない。

3 知事は、重点地区又は重点分野を認定したときは、当該申出をした市町の長に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

4 第1項及び前項の規定は、重点地区又は重点分野の変更について準用する。

5 知事は、第1項の規定に基づき認定した重点地区又は重点分野における観光の振興に関する取組について、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(観光地づくり推進団体及び観光地づくり地域協定)

第15条 知事は、市町の長から、県民及び観光関係事業者により構成された団体又は締結された協定が観光地づくり実施計画の推進に資するとして推薦があった場合において、その団体又は協定が重点地区又は重点分野における観光の振興に資すると認めるときは、観光地づくり推進団体(以下「推進団体」という。)又は観光地づくり地域協定(以下「地域協定」という。)として認定することができる。

2 知事は、前項の規定により推進団体又は地域協定を認定したときは、その概要を公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定した推進団体又は地域協定による観光の振興に関する取組について、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第3章 長崎県観光審議会等

(設置)

第17条 県は、観光の振興に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議を行うため、長崎県観光審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織及び運営)

第18条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、観光の振興について学識経験を有する者等のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期等)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第20条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(雑則)

第21条 第17条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第37号で平成19年10月12日から施行)